

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

### アレルギーを含む食品に関する表示について

アレルギーを含む食品に関する表示については、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）により特定原材料を定め、それを含む加工食品に表示を義務付けるとともに、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表発第 139 号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）により特定原材料に準ずるものを定め、それを含む加工食品に表示を推奨する運用をしているところです。

今般、アーモンドによるアレルギー発症者の増加を踏まえ、次長通知を改正し、特定原材料に準ずるものとして、新たにアーモンドを追加することとしました。

つきましては、本通知後、食品関連事業者（以下「事業者」という。）の実行可能性も踏まえ、可能な限り速やかにアーモンドの表示に努めるよう関係者へ御指導願います。また、事業者が適切な表示をするためには、他の原材料との混入防止の観点から原材料段階における管理やフードチェーンを通じた事業者間の情報提供も重要であることについて、加工食品を扱う事業者だけでなく生鮮食品を扱う事業者に対しても併せて御指導願います。

なお、食品表示基準附則第 4 条に基づく経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日に終了すること及びアーモンドは推奨表示であることから、アレルギーとしてアーモンドの表示を行う時期については、各事業者が、自らの取扱食品の包装資材の切替えの対応状況や、食品に含まれるアーモンドの配合量や形状等を踏まえて決めることが適当ですが、今後、アーモンドを含めた特定原材料に準ずるものを含む加工食品の表示状況を調査した上で、必要な対応を講じる予定であることを申し添えます。